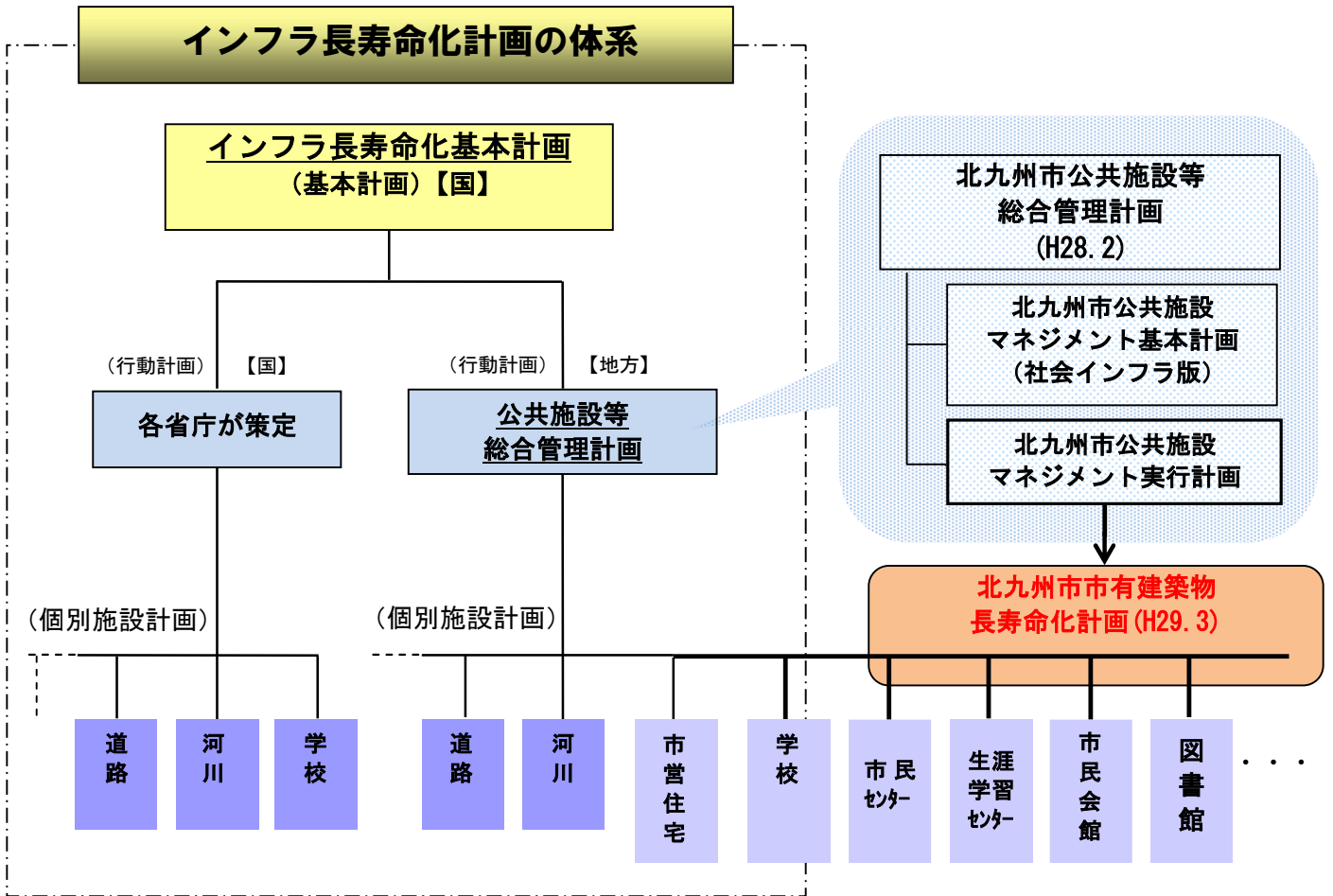


資料編

資料－ 1. 北九州市市有建築物長寿命化計画の背景



インフラ

- 橋梁
- トンネル
- 上下水
- 公園
- モノレール
- 漁港
- ・
- ・
- ・

第４章 計画策定にあたっての基本方針

４．特定目的施設や利用形態の見直し

- ・ これまでの「特定目的のための施設」の考え方を見直し、誰もが利用しやすいようにすることで、施設の有効利用を進めます。
- ・ また、休館日や利用形態等を見直し、利用効率を上げる工夫をします。

これまでの公共施設は、その多くが特定の行政目的を達成するための専用施設として整備されてきたため、生涯学習センター・勤労青少年ホーム・男女共同参画施設などについては、同種の設備を持つ施設が重複し、非効率な点が見受けられます。

このため、これらの施設の貸室部分を誰もが利用しやすくすることで利用率を高め、施設の集約に繋げていくこととします。

また、青少年施設の中には、利用者が年代で特定されることによって施設の稼働率が低くなっているものがあるため、より幅広い利用を目指して検討していきます。

加えて、市民のニーズに応じて休館日や利用条件の見直しを進めるなど、利用率の向上に取り組むとともに、施設横断的な総合利用申請システムの構築を図り、より一層の効率的な利用を目指します。

５．施設の長寿命化と年度毎費用の平準化

- ・ 今後も継続使用する施設は、長寿命化によるライフサイクルコスト削減に取り組み、支出の平準化を目指します。

計画的に維持改修を行う予防保全によって建物の長寿命化に取り組み、施設を長期にわたり維持することでライフサイクルコストの削減を図ります。

更新時期が集中する期間については、前倒しや更なる長寿命化により、建替え費用の平準化を図り、今後増大する財政負担のピークを抑えます。

また、定期的な点検等の実施により、利用する市民の安全性を確保し、周辺住民に対して危険を及ぼすことが無いよう取り組みます。

第8章 今後の課題

1. マネジメントを進めるにあたっての検討課題

(1) 短期的な課題

・施設の長寿命化

公共施設のマネジメントの取組みは、既存施設の長寿命化により、建物のライフサイクルコストの削減を行うことが前提となります。より効果的に長寿命化に取り組むためには、個々の建物の老朽化や損傷の度合いなど、現状を把握した上で、施設毎の中長期保全計画を作成し、適切な予防保全を進める必要があります。その上で、個々の施設の劣化状況による工事の優先順位や時期の変更等による経費節減を調整する市全体の長寿命化計画を策定する必要があります。

・施設の集約化

複数の施設を集約する際は、施設の利用や管理運営を最適化する視点で取り組むこととし、玄関ホールや会議室などの共用化による延床面積の削減を図るとともに、施設運営の面からも効率化・省力化を図り、水光熱費や運営委託費などのランニングコスト削減を進めます。

今後、個別施設の集約を進めるにあたっては、より詳細な利用実態調査を行うとともに、稼働率の低下に繋がる要因の分析を行うなど、より利用しやすい施設となるよう取組みを進めていくこととします。

なお、集約・再配置の具体的な検討にあたっては、都市圏レベルで利活用される施設や市内数箇所の地域拠点に配置する施設について、市域を超えた広域レベルでの活用の視点をもって検討することとします。

・利用の効率化

施設の廃止や集約を進めるにあたっては、施設を無駄なく利用し、効率化を図ることが重要です。そのため、市民活動施設の貸室部分について誰もが利用しやすいものとすることや施設横断的な総合利用申請システムの構築、体育館の半面利用や利用時間区分の見直しなど、あらゆる施設で利用効率向上の方策を具体的に進めていく必要があります。

・利用料金や減免制度の見直し

利用の適正化を図るため、施設利用にかかる受益と負担のあり方の視点から、利用料金や減免制度を見直すことについては、早急に検討に着手する必要があります。

(2) 長期的な課題

・支出の平準化

今後 40 年間の公共施設の更新や改修に必要な費用の総額については、概ねの見通しは立ちましたが、平成 50 年頃からは建替えに関する費用のピークを迎えることになり、予算の規模を超える費用が必要となります。

このため、市全体の長寿命化計画により、更新時期の前倒しや先送りなどを適切にコントロールし、加えて、道路や公園、港湾施設などの社会インフラの維持管理に要する費用との調整も図りながら、市全体での公共施設マネジメントを進めていく必要があります。

なお、今回、計画期間を 40 年間として検討しましたが、長寿命化により建替え時期を延伸したことで、更なる先へも影響を与えます。このため、計画期間外の改修・更新費用も確認しておく必要があると考え、超長期の試算も行っています。

(試算結果は参考資料 P34 参照。)

・運営費の削減効果

施設を廃止することで得られる運営費の削減効果は、廃止を早期に行うことでより大きな効果となることから、廃止可能な施設については、利用の効率化や利用調整に積極的に取り組み、できるだけ廃止の時期を前倒しするよう検討していく必要があると考えます。

・資産の有効活用

施設の廃止や集約により生じた余剰資産や普通財産は、一元的に管理し、まちづくりの視点から有効活用を図ります。

資産の活用については、地域の活性化に寄与するよう適切な条件を設定しつつ、民間への売却を基本として、積極的に資産運用を図ることとします。

なお、活用の検討にあたっては、民間事業者等のニーズの把握に努め、土地の分割なども含めて柔軟な対応を心掛けます。

あわせて、外郭団体等への施設譲渡についても可能性の検討を進めます。

付章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

公共施設のマネジメントにおいては、建物の維持管理をいかに行うかが重要です。
このため、公共建築物の適正な維持管理の実現に関して以下の方針を定めます。

1. 点検・診断等の実施方針

個々の施設の中長期保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、経年による老朽化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、その評価を行い、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を施す対症的な事後保全ではなく、初期段階から計画的にメンテナンスを行う予防保全の取組みを進めます。

これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルでの維持管理費の削減を目指します。

3. 安全確保の実施方針

利用する市民の安全性を最優先し、周辺住民に対し危険を及ぼすことがないように、建物の点検等の機会を通じ、老朽化の進行状況について把握し、早期発見、早期改修に努めます。

4. 耐震化の実施方針

公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。

このため、本市では、市民の生命の保護並びにこれらの機能の維持を最優先に考え、公共施設の耐震化に取り組めます。

平成28年4月に改訂予定の「北九州市耐震改修促進計画」では、建替・解体等の予定がある施設を除く「特定既存耐震不適格建築物」については耐震化を行い、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととしています。

5. 長寿命化の実施方針

既存の公共施設全てにおいて長寿命化の促進を図るのではなく、実行計画により、今後も維持していくとされた施設については、建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めます。これにより、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組めます。

なお、廃止を予定している施設については、計画性を持たない過剰な投資は行わず、利用する市民の安全性に十分配慮した必要最低限の改修工事の実施により、維持保全を行っていきます。

6. 管理体制の構築方針

多岐にわたる公共施設マネジメント業務を推進するにあたっては、従来の縦割りの中でそれぞれの管理者が施設毎に管理していくのではなく、常に経営的視点を持ち、全体の最適化を目指す組織における取組みが必要です。

そのため、公共施設のマネジメントを担当する組織が中心となり、施設ごとの管理者に対し、必要な維持管理、修繕などに関する研修を実施するなど、総合的かつ計画的な管理の実現に努めます。

また、施設の老朽化の状況や修繕・更新履歴を整理し、中長期保全計画として取りまとめ、必要となる維持改修工事の計画的かつ効率的な実施に向けて、全ての公共建築物を一元的に管理する組織の設置を検討するなど、着実に取組みを進めていくこととします。

○「北九州市公共施設マネジメント計画」施設分野別実行計画における個別施設の位置付け

※学校・市営住宅を除く

※施設分野別実行計画内、「個別施設のマネジメント計画」表から、中長期保全計画対象施設を抜粋した。

市民活動拠点施設のマネジメント計画

↓(H29頃)市民活動の拠点施設は、今後2年以内を目途に必要な調整を行って、誰もが利用しやすい施設とする

| 施設名 | 1期 H28～H37 | 2期 H38～H47 | 3期 H48～H57 | 4期 H58～H67 | 以降 | 将来の施設 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----|--|
| 門司生涯学習センター | ●(H30年代前半)集約 | | | | | 門司港地域 複合公共施設 |
| 門司勤労青少年ホーム | ●調整・廃止検討 | ●(H30年代前半) | 門司港地域複合公共施設 | | 更新 | |
| 東部勤労婦人センター | | ●(H30年代後半)集約 | | | | |
| 男女共同参画センター | | | | | 更新 | 小倉北地域 市民活動拠点施設 (大手町ビル) |
| 生涯学習総合センター 婦人会館 | | ↑耐用年限までに集約 | | ●(H61)耐用年限 | | |
| 小倉南生涯学習センター | | | ↓(H47)60年目 | (H67)更新● | | 小倉南地域 市民活動拠点施設 (小倉南生涯学習 センターの建物) |
| 若松生涯学習センター | | | | ↓(H57)60年目 | 更新 | 若松地域 市民活動拠点施設 (若松生涯学習 センターの建物) |
| 若松勤労青少年ホーム | ●調整・廃止検討 | | | | | |
| 八幡東生涯学習センター | | | | (H65)60年目↓ | 更新 | 八幡東地域 市民活動拠点施設 (八幡東生涯学習 センターの建物) |
| 西部勤労婦人センター | | ↑耐用年限までに集約 | ●(H49)60年目 | | | |
| 八幡西生涯学習総合センター | | | | | 更新 | 黒崎地域 市民活動拠点施設 (八幡西生涯学習総合 センターの建物) |
| 八幡西勤労青少年ホーム | | | | ↓(H55)60年目 | | |
| 戸畑生涯学習センター | | | | ●(H59)60年目 | | 戸畑地域 市民活動拠点施設 |
| 夜宮青少年センター | | ●(H44)60年目 | | | | |
| 福祉会館(ウエルとばた) | | | | | 更新 | |

市民会館・文化ホールマネジメント計画

| 施設名 | 1期 H28～H37 | 2期 H38～H47 | 3期 H48～H57 | 4期 H58～H67 | 以降 | 将来の施設 | |
|------------|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|----|-------------|-----------|
| 門司市民会館 | → ● (H30年代前半)集約 ↓ ● (H30年代前半)新設 | 門司港地域複合公共施設 | | → | | 門司港地域複合公共施設 | |
| 北九州ソレイユホール | | | | ↓ (H54)60年目 | → | 北九州ソレイユホール | |
| 響ホール | | | | (H65)60年目↓ | → | 響ホール | |
| 若松市民会館 | | | | ↓ (H57)60年目 | → | 若松市民会館 | |
| 八幡市民会館 | ● (H27年度末)廃止 | | | | | → | その他施設で受入れ |
| 戸畑市民会館 | | | | | → | 戸畑市民会館 | |

図書館マネジメント計画

| 施設名 | 1期 H28～H37 | 2期 H38～H47 | 3期 H48～H57 | 4期 H58～H67 | 以降 | 将来の施設 | |
|-----------|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|----|-----------------------|---------------------|
| 国際友好記念図書館 | → ● (H30年代前半)集約 | | | | | → | 観光施設 |
| 門司図書館 | → ● (H30年代前半)集約 ↓ ● (H30年代前半)新設 | 門司港地域複合公共施設 | | → | | 更新 門司港地域複合公共施設 | |
| 大里分館 | | | | | → | 大里分館 | |
| 新門司分館 | | | | | → | 新門司分館 | |
| 中央図書館 | | | | ↑ (H46)60年目 | → | 更新 中央図書館 子ども図書館 | |
| 企救分館 | → ● (H29年度)廃止 | | | | | → | 小倉南図書館 (H29年度)新設 |
| 曾根分館 | | | | | → | 曾根分館 | |
| 若松図書館 | | | | | → | 更新 若松図書館 | |
| 島郷分館 | | | | | → | 島郷分館 | |
| 八幡図書館 | → ● (H28年度)移転 | | | | → | 更新 八幡図書館 | |
| 戸畑図書館 | | | | | → | 更新 戸畑図書館 | |

青少年施設（青少年の家）のマネジメント計画

| 施設名 | 1期 H28～H37 | 2期 H38～H47 | 3期 H48～H57 | 4期 H58～H67 | 以降 | 将来の施設 |
|-------------|---|---------------|---------------|---------------|----|----------------|
| もじ少年自然の家 | → | → | | | | もじ少年自然の家 |
| かぐめよし少年自然の家 | → | → ●2施設に集約 | | →更新 | | |
| 玄海青年の家 | → | → | | | | かぐめよし少年自然の家 |
| 足立青少年の家 | → ●廃止 | ↑ | | | | 玄海青年の家 |
| たしろ少年自然の家 | ●廃止 | ↑ | | | | 2施設に集約 (2期) |
| 畑キャンプセンター | → | → ●廃止 | | | | |
| 夜宮青少年センター | → ●(H44)60年目 当面誰もが利用しやすい施設として活用し、集約を検討 | | | | | |
| 児童文化科学館 | → ●移転あるいは建て替えを検討 | | → | →更新 | | 児童文化科学館 |
| こども文化会館 | → | → ●あり方検討 | | | | |

スポーツ施設のマネジメント計画

| 施設 | 1期 H28～H37 | 2期 H38～H47 | 3期 H48～H57 | 4期 H58～H67 | H68 以降 |
|------------|---|-------------------------------|---|---------------|--------------------|
| 体育館 | ●門司青少年 | ◎総合体育館 ●門司 (モデルプロジェクト) | ○小倉南 ○小倉北 ○八幡東 ▲三萩野 ▲城野 ▲黒崎、城山、香月 | | ▲新門司 ○若松 ○曾根 |
| 柔剣道場 | | ●大里 (モデルプロジェクト) | ▲小倉北 ▲八幡東 ▲八幡西、香月 | | ○小倉南 ○若松 |
| 弓道場 | ○桃園 | ▲門司 | ▲勝山 ▲的場池 | | ○小倉南 ○若松 |
| 野球場 ソフト | ○桃園 ◎北九州市民 | ○門司 | ○的場池 ○本城 | | ○若松 |
| 陸上 競技場 | ●門司 ↑(H28)他施設へ機能移転し廃止 | | | ◎本城 ○鞘ヶ谷 | |
| 球技場 運動場 | | | | | ○新門司球技場 |
| 庭球場 | | | ○三萩野 | | |
| プール | [屋内] ○桃園市民 | | ○新門司温水 | | ○若松体育館 |
| | [屋外] ●岩ヶ鼻(段階的) ↑(H28)他施設に集約し廃止 ▲桃園市民 | ●大里(モデルプロジェクト) ▲和布刈 ▲大池 | ○折尾スポーツセンター ○文化記念 (志井ファミリープール) | | |

◎：大規模大会に対応する施設として長寿命化を図り、存続する施設

○：一般大会施設として存続する施設

☆：モデルプロジェクトにより整備計画中の施設

□：管理のあり方を検討する施設

●：廃止を進める施設

▲：廃止を検討する施設

資料－3. 耐用年数の目安（JASS5における規定の変遷）

＜参考1＞鉄筋コンクリート造の耐用年数の目安

JASS5において、耐久性計画の考え方が導入され、水セメント比や設計かぶり厚さなど鉄筋腐食確率を考慮した中性化寿命による耐久性向上に関する規定が現在に近いものに改正されたのが1986年であることから、それ以前のストックは中性化が鉄筋に達する時期が早い可能性がある。また、1986年以前は塩化物総量規制もなかったためコンクリート中の塩化物量が多く中性化が鉄筋に達した際の腐食開始や進行速度も速い可能性がある。

①耐久性に関する規定（抜粋）

昭和50年版

| 計画供用期間の級 | 簡易 | 常用 | 高級 |
|----------|----|----|----|
|----------|----|----|----|

1986年版の改定で、コンクリートの品質が全体としてレベルアップされているので、基本仕様の部分は従来の“常用”と“高級”をあわせた程度になっている。

1986年版（S61年版）

| 計画供用期間の級 | 簡易 | 基本仕様 | 高耐久性 |
|--|----|----------|--------------------------|
| 適用の原則 | | 一般の建物に適用 | 特に高耐久性を必要とする建物・部位に適用 |
| コンクリートの耐久設計基準強度 (kgf/cm ²) | | | 普通：210～360 軽量：210～270 |

※設計目標の年数は規定されていないが、建設省総合技術開発プロジェクト「建築物の耐久性向上技術の開発」による計画耐用年数の例示と、「Ⅱ級相当を基本仕様とし、Ⅰ級相当を高耐久性コンクリートと考えている。」という解説がある。

解説表 RC造建築物の計画耐用年数の標準値

| 耐用年数区分 | 計画耐用年数 | 建築物のRC造躯体の状態 ⁽¹⁾ | |
|--------|--------|-----------------------------|---|
| Ⅰ級 | 100年 | 条件1 | 耐力性能の低下が生じない（多くの主要なRC部材について鉄筋のさびによるひびわれが生じない） |
| Ⅱ級 | 65年 | 条件2 | 供用性の低下が生じない（日常安全性および建物使用上の基本的機能が損なわれない） |
| Ⅲ級 | 30年 | 条件3 | 計画耐用年数を低減させる放置しえない劣化が生じない |

注（1）設計時に設定された計画修繕・日常維持管理を行うものとし、下記の3条件を満足すること

1997年版（H9年版）

| 計画供用期間の級 | 一般 | 標準 | 長期 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 計画供用期間 | 大規模補修不要予定期間としておよそ30年、供用限界期間として65年 | 大規模補修不要予定期間としておよそ65年、供用限界期間として100年 | 大規模補修不要予定期間としておよそ100年 |
| コンクリートの耐久設計基準強度 (N/mm ²) | 18 | 24 | 30 |

2009年版（H21年版）

| 計画供用期間の級 | 短期 | 標準 | 長期 | 超長期 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 計画供用期間 | 計画供用期間としておよそ30年 | 計画供用期間としておよそ65年 | 計画供用期間としておよそ100年 | 計画供用期間としておよそ200年 |
| コンクリートの耐久設計基準強度 (N/mm ²) | 18 | 24 | 30 | 36 ※ |

※一般的な劣化作用を受ける場合の計画供用期間とは、鉄筋コンクリート造建築物の構造体及び部材について、局部的で軽微な補修は別として、中性化の進行によって内部鉄筋が腐食し始め、一部はかぶりコンクリートの剥落を生じてしまい、構造体及び部材の耐久性が低下することを防止する目的として鉄筋腐食抑制のための大規模な補修を必要とするような劣化状態には達しない期間を想定している。

※2009年以降「供用限界期間」は採用していない。

②材料に関する規定（抜粋）

| | | 昭和 50 年版 | | 1986 年版 | | 1997 年版 | |
|-------|-------|------------------------------|-----------|------------|--------------------------|----------------|---------------|
| | | 常用（乙種） | 高級（甲種） | 基本仕様 | 高耐久性コンクリート | 標準供用年数 | 長期供用年数 |
| 砕砂の品質 | | 使用は要承認 砕砂 JIS かつ砂の品質基準に適合 | | 砕砂 JIS に適合 | 砂と混合使用し 混合後で砂の品質基準に適合 | 砕砂 JIS に適合 | |
| 水の品質 | 塩素イオン | — | 200ppm 以下 | 200ppm 以下 | | 200ppm 以下 | |
| | 回収水 | — | — | 要承認 | 使用不可 | 使用可 スラッジ要承認 | 使用可 スラッジ不可 |

③コンクリートの品質・調合に関する規定（抜粋）

| | | 昭和 50 年版 | | 1986 年版 | | 1997 年版 | |
|-----------------------|--------------------|--|--|--|--|--|--------|
| | | 常用（乙種） | 高級（甲種） | 基本仕様 | 高耐久性コンクリート | 標準供用年数 | 長期供用年数 |
| 設計基準強度 | 基本仕様の範囲 | 150, 180, 210, 225, 240kg/cm ² | 210, 225, 240kg/cm ² | 150, 180, 210, 225, 240kgf/cm ² | | 18, 21, 24, 27, 30, 33, 36 N/mm ² | |
| | 高強度の範囲 | — | 270~360kg/cm ² | 270~360kgf/cm ² | | >36N/mm ² | |
| | 基準材齢 | 28 日 | 28 日 | 28 日または 28~91 日 | | 28 日または 28~91 日 | |
| スランプ | | 21 cm 以下 | 18 cm 以下 | 18 cm 以下 流動化 21 cm 以下 (ベース 15 cm 以下) | 12 cm 以下 流動化 18 cm 以下 (ベース 12 cm 以下) | F _q < 33N/mm ² 18 cm 以下 F _q ≥ 33N/mm ² 21 cm 以下 流動化 21 cm 以下 (ベース 15 cm 以下) | |
| 空気量 | | 3~6% | | 4~5% | | 4~5% | |
| 水セメント比 | 早強 普通 混合 A 種 | 70% 以下 | 65% 以下 | 65% 以下 | 60% 以下 | 65% 以下 (低熱を除く) | |
| | 混合 B 種 | 65% 以下 | 60% 以下 | 60% 以下 | 55% 以下 | 60% 以下 | |
| 単位セメント量 | | 250kg/m ³ 以上 | 270kg/m ³ 以上 | 270kg/m ³ 以上 | 290kg/m ³ 以上 | 270kg/m ³ 以上 | |
| 単位水量 | | — | — | 185kg/m ³ 以下 | 175kg/m ³ 以下 | 185kg/m ³ 以下 | |
| 塩化物総量 | | — | — | 0.30kg/m ³ 以下 | 0.20kg/m ³ 以下 | 0.30kg/m ³ 以下 | |
| 調合強度 F の定め方 (材齢 28 日) | | F _c +T+σ かつ 0.7 (F _c +T) +3σ | F _c +T+1.64σ かつ 0.8 (F _c +T) +3σ | F _c +T+1.73σ かつ 0.8 (F _c +T) +3σ | | F _q +T+1.73σ かつ 0.8 (F _q +T) +3σ ただし、F _q = F _c +ΔF または、F _q = F _d +ΔF | |
| 強度の標準偏差 σ の標準値 | | 製造工場の指定強度、スランプがほぼ同一のコンクリートの実績 | | 製造工場の実績 | | 製造工場の実績 | |

④鉄筋のかぶり厚さに関する規定（抜粋）

| | | 昭和 50 年版 | | 1986 年版 | | 1997 年版 | | |
|--------------------|-------------|---|--------------------------|--|--------------------------|---|---------|--------------------------|
| | | 常用（乙種） | 高級（甲種） | 基本仕様 | 高耐久性コンクリート | 標準供用年数 | 長期供用年数 | |
| かぶり厚さの規定 | | 特記・設計図による。示されない場合は耐火性、耐久性、耐力が得られるようにコンクリート種別・品質・施工方法・仕上げの有無などを考慮して定め承認 かぶり厚さの最小値：建築基準法施行令の値を基準 | | 施工誤差を割増した値を施工の基準とするかぶり厚さとして規定 最小かぶり厚さ： かぶり厚さ－10 mm以上 | | 施工誤差を割増した値を設計かぶり厚さとして規定 かぶり厚さは特記・設計図による 示されない場合は下記の値以上 最小かぶり厚さ： かぶり厚さ－10 mm以上 | | |
| かぶり厚さの最小または設計かぶり厚さ | 土に接しない | スラブ・耐力壁以外の壁 | 屋内 | 仕上げ有 2 cm 仕上げ無 3 cm | 30 mm | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 40 mm | 設計かぶり厚さ | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 30 mm |
| | | | 屋外 | 仕上げ有 2 cm 仕上げ無 3 cm | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 40 mm | 仕上げ有 40 mm 仕上げ無 50 mm | 設計かぶり厚さ | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 40 mm |
| | | 柱・梁耐力壁 | 屋内 | 仕上げ有 3 cm 仕上げ無 3 cm | 40 mm | 仕上げ有 40 mm 仕上げ無 50 mm | 設計かぶり厚さ | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 40 mm |
| | | | 屋外 | 仕上げ有 3 cm 仕上げ無 4 cm | 仕上げ有 40 mm 仕上げ無 50 mm | 仕上げ有 50 mm 仕上げ無 60 mm | 設計かぶり厚さ | 仕上げ有 40 mm 仕上げ無 50 mm |
| | 擁壁 | 4 cm | 仕上げ有 30 mm 仕上げ無 40 mm | 仕上げ有 40 mm 仕上げ無 50 mm | 設計かぶり厚さ | 仕上げ有 50 mm | | |
| 土に接する | 柱・梁・スラブ・耐力壁 | 4 cm | 50 mm | 50 mm | 50 mm | | | |
| | 基礎・擁壁 | 4 cm | 50 mm | 70 mm | | | | |

＜参考2＞鉄骨造の基本耐用年数の考え方

鉄骨造の耐用年数は、鋼材が腐食により断面欠損10%という「限界状態」に至るまで期間が目安とされている。めっき層や防錆塗装などの材料の耐久性により規定される鋼材の腐食に至るまでの期間や、腐食の進行速度が同じであっても使用されている鋼材の厚さによってその期間は異なってくる。

鋼材が薄い場合に耐久性を向上させるためには、めっき層の厚さや防錆塗装の仕様等を向上させて鋼材の腐食に至るまでの期間を延ばす必要がある。

「住宅性能表示制度」の「劣化対策等級」の評価方法基準では、鋼材の厚さごとに必要な防錆措置の仕様が規定されており、めっき処理の場合は下表のとおりである。公共建築工事標準仕様書で規定されている溶融亜鉛めっき処理のグレードは、C種で区分4、A、B種は区分5に相当することから、等級2または等級3に相当する。なお、等級3の要件は防錆措置の仕様のほか、床下・小屋裏の防湿・換気が規定されている。

住宅性能表示制度 劣化対策等級 鉄骨造の構造躯体の要件

| | 等級3に求められる防錆措置 (めっき処理の場合) | | 等級2に求められる防錆措置 (めっき処理の場合) | |
|----------|-----------------------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 一般部 | 最下階の柱脚部 | 一般部 | 最下階の柱脚部 |
| 12 mm以上 | | 区分2～5のいずれか | | |
| 9 mm以上 | 区分1～5のいずれか | 区分3～5のいずれか | | 区分1～5のいずれか |
| 6 mm以上 | 区分2～5のいずれか | 区分4, 5のいずれか | 区分1～5のいずれか | 区分2～5のいずれか |
| 2.3 mm以上 | 区分4, 5のいずれか | 区分5 | 区分2～5のいずれか | 区分4, 5のいずれか |

等級2の定義は、通常想定される自然条件及び維持管理条件下において「住宅が限界状態に至るまでの期間が2世代以上となるために必要な対策が講じられていること」であり、等級3では「3世代以上」となる。1世代は概ね25～30年とされていることから、等級2の耐用年数は50～60年、等級3は75～90年となる。

JASS5に規定されるコンクリートの標準仕様の場合、性能表示制度の等級2に相当することから、公共建築工事標準仕様書を適用して建設された鉄骨造は、JASS5を適用して建設された鉄筋コンクリート造と同等以上の耐久性があると考えられる。